

第2回（仮称）学習文化交流施設管理運営検討委員会

日時：平成24年11月22日（木）

午後1時30分

場所：鹿角市交流センター 第1研修室

次 第

1 開会

2 委員長挨拶

3 案件

（1）（仮称）学習文化交流施設実施設計について（報告） 資料 1-1、資料 1-2

（2）（仮称）学習文化交流施設管理運営基本計画の検討について

①ワークショップの開催状況について 資料 2

②管理運営基本計画の検討事項について

I．管理運営の基本方針について 資料 3-1

II．事業の基本方針について 資料 3-2、資料 3-3

III．管理運営体制について 資料 3-4、資料 3-5、資料 3-6

（3）（仮称）学習文化交流施設の愛称募集について 資料 4

4 その他

5 閉会

第2回(仮称)学習文化交流施設管理運営検討委員会 会議資料一覧

資料1-1	(仮称)学習文化交流施設実施設計概要
資料1-2	(仮称)学習文化交流施設整備スケジュール
資料2	平成24年度「みんなで文化交流の杜をつくる会」ワークショップ開催状況
資料3-1	(仮称)学習文化交流施設管理運営基本計画の基本方針(案) Ⅰ 基本方針(案)
資料3-2	Ⅱ 事業方針の位置付け
資料3-3	Ⅱ 事業方針(案)の位置付け
資料3-4	Ⅲ 管理運営体制
資料3-5	管理運営方式の比較資料
資料3-6	(仮称)学習文化交流施設管理運営体制イメージ(検討案)
資料4	(仮称)学習文化交流施設の愛称募集手順
参考資料	(仮称)学習文化交流施設管理運営基本計画策定フロー







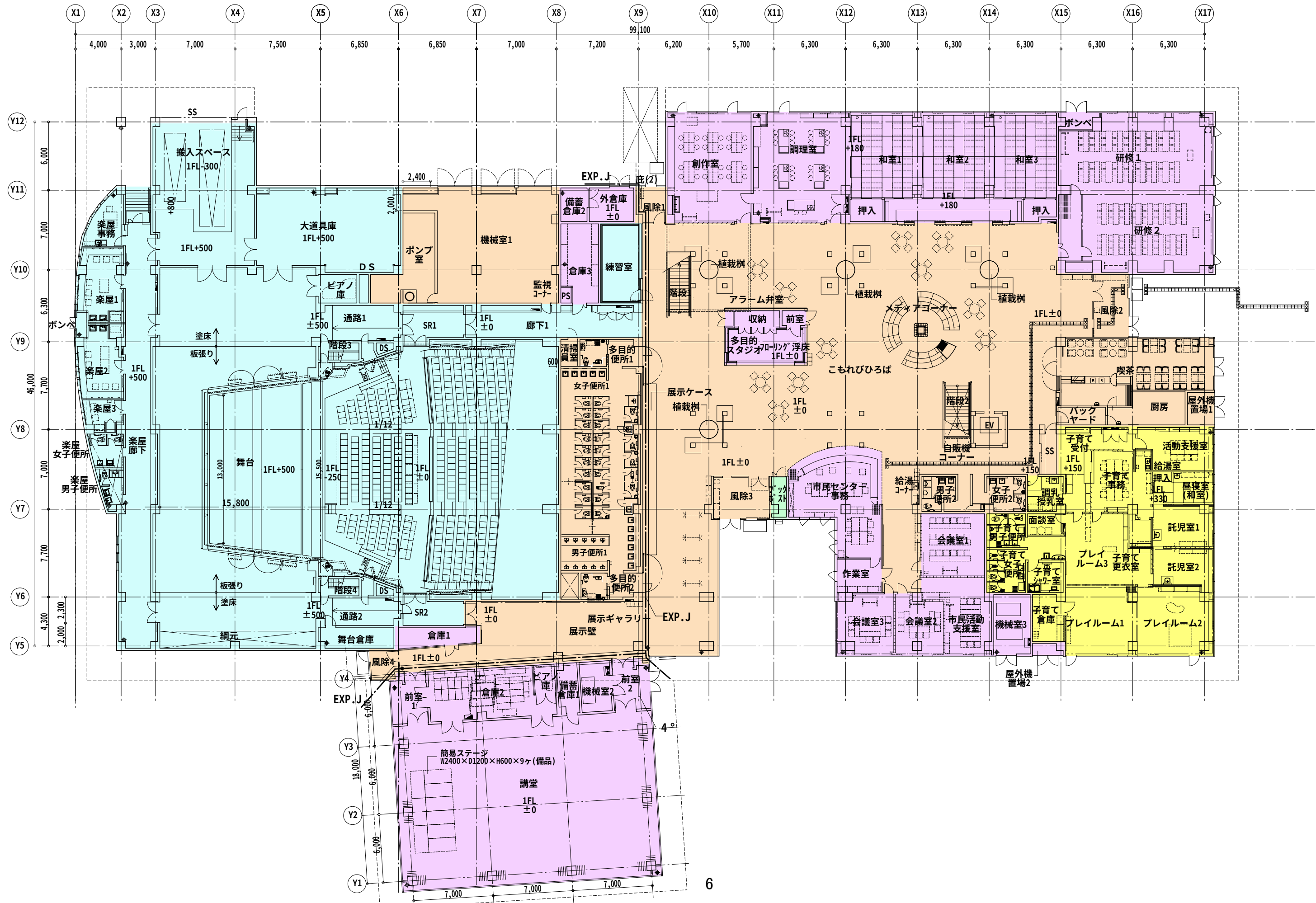
敷地概要

地番	秋田県鹿角市花輪字八正寺地内
敷地面積	14,583.98 m ²
地域・地区	第二種住居地域（10,283.65 m ² ） 商業地域（4,300.33 m ² ）
防火指定	建築基準法第 22 条地域、一部防火地域
日影規制	5 時間・3 時間
その他地域	なし
周辺道路	東 国道 282 号 幅員 16m 西 市道組合病院 4 号線 幅員 4.0～4.8m 南 市道組合病院 1 号線 幅員 2.2m～5.1m 北 市道八正寺久保田線 幅員 3.8m～7.2m
許容建ぺい率	65%
許容容積率	258%
道路斜線制限	勾配：1.2 適用距離：25m
隣地斜線制限	勾配：1.25 立ち上がり：20m

計画概要

用途	複合施設 (図書館・ホール・市民センター ・子育て支援施設・交流広場)
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
規模	地上 3 階建
最高高さ	約 25m
建築面積	5,191.99 m ²
床面積	1 階：4,652.17 m ² 2 階：2,324.37 m ² 3 階： 195.75 m ²
延床面積	7,172.29 m ²
建ぺい率	35%
容積率	49%
部門別面積	図書館 ：1,073.21 m ² ホール ：1,897.85 m ² 市民センター ：1,316.31 m ² 子育て支援施設： 348.03 m ² こもれびひろば： 2,536.89 m ²
主要設備	昇降機、電気、給排水、換気、避雷針、冷暖房 消火設備、ソーラーパネル 16.2kw 熱源方式：地中熱ヒートポンプ+冷温水発生機
駐車場	187 台、車椅子利用者用駐車場 4 台
駐輪場	60 台







(仮称)学習文化交流施設整備事業 スケジュール

項 目	平成24年度												平成25年度				平成26年度				平成27年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
建築設計																					
	実施設計																				
建築確認申請																					
発注準備(入札公告等)																					
建設工事(建築・電気・機械・外構)																					
備品購入																					
開館準備																					

実施設計

建築確認申請

入札手続

●入札

●議案提出

建設工事（23カ月）

●契約締結

備品購入

開館準備

●開館

平成 24 年度「みんなで文化交流の杜をつくる会」ワークショップ開催状況

回	日時・場所	検討テーマ・内容
1 回	6 月 29 日（金） 午後 6 時 30 分～ 交流センター	○現状と今後の進め方を知ろう ○施設利用の方法や実施したい事業、つながりを生む 自事業を提案しよう
2 回	7 月 26 日（木） 午後 6 時 30 分～ 交流センター	○施設管理運営のコンセプトを考えよう ・「施設の使いやすさと市民ニーズへの対応」ができる 管理運営とは ・「ひとづくりの拠点になる」ための管理運営とは ・「地域文化の継承と創造」が進む管理運営とは ・「賑わいの創出（市民の交流、活動の交流）」につ ながる管理運営とは
3 回	9 月 25 日（火） 午後 6 時 30 分～ 交流センター	○管理運営の基本方針案の確認と意見交換 ○複合施設を活かすために ・他の機能との連携による「事業」と「管理運営」 を考えよう
4 回	10 月 30 日（金） 午後 6 時 30 分～ 交流センター	○管理運営のコンセプト（事業方針）案の確認と意見 交換 ○施設の管理運営の方法や組織を検討しよう ・管理運営方式について ・運営組織について
5 回	11 月 29 日（木） 午後 6 時 30 分～ 交流センター	○管理運営の方法や組織に関する意見の確認 ○市民サポートを提案しよう ・企画づくり

（仮称）学習文化交流施設管理運営基本計画の基本方針（案）

■『（仮称）学習文化交流施設基本計画』（平成 22 年 3 月策定）

【基本理念】

つどう ふれあう にぎわう 文化交流の杜^{もり}

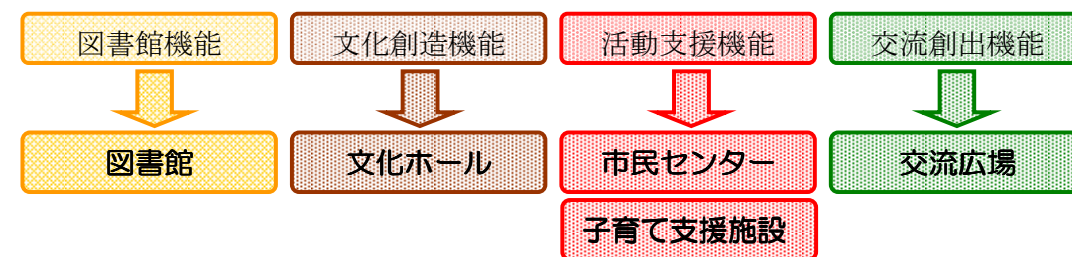
【基本的考え方】

1. 基本方針

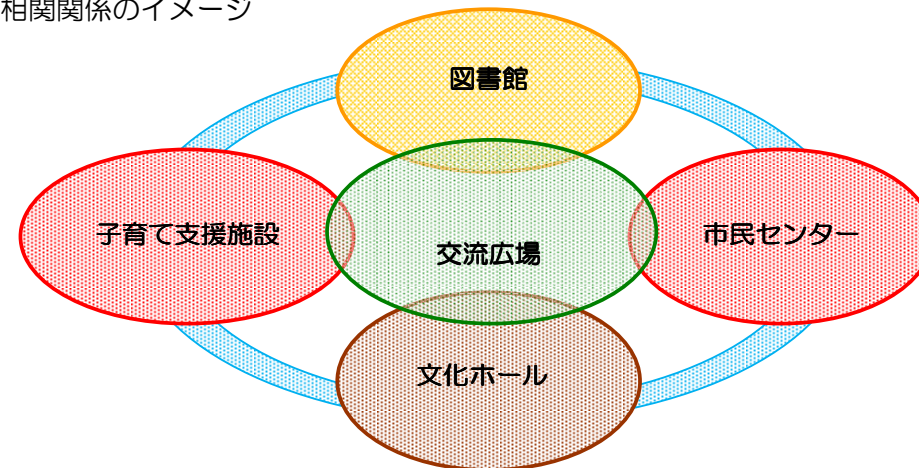
子どもから高齢者まで多くの市民が集い、学習活動や文化活動、市民活動、子育て活動など様々な活動を通し、交流・連携・ふれあいを深め、市民の一体感を醸成するとともに、地域の新たな活力の創造と、まちづくりを支えるひとづくりの拠点とします。

2. 施設構成

（仮称）学習文化交流施設は、図書館機能・文化創造機能・活動支援機能・交流創出機能を有する複合施設とし、構成施設は次のとおりとします。



●施設の相関関係のイメージ



3. 複合施設の特徴と効果

施設の複合化による効果は、地域文化のシンボリックな施設として情報発信力の強化、生活、文化、学習活動の連携による様々な分野の交流促進、子どもから高齢者まで多様な世代の人々のふれあいと相互支援の拡大など、施設相互の有機的な結びつきによって地域社会の活力を育む効果が期待されます。

I. 管理運営の基本方針（案）

基本方針 1：ニーズに対応した効率的な管理運営

いつでも、だれでも、気軽に、便利に利用できるように、複合的な機能を持つ施設のメリットを最大限に生かした効率的な管理運営と、機能相互の連携による効果的なサービスの展開を目指します。

基本方針 2：鹿角市の誇りとなる文化の継承と創造

地域固有の文化資源、民俗芸能にふれあい、地域の良さに誇りを持つことで次世代への継承を図るとともに、新たな芸術文化鑑賞機会の提供や多様な文化活動の展開を通して、地域文化の創造と地域の魅力の発信を目指します。

基本方針 3：多様な活動や交流の促進による賑わいの創出

多様な活動や交流機会を媒介として、子どもから高齢者まで多くの人々が集い、出会い、交流することにより、賑わいを創出し、地域活性化の活力を生み出すことを目指します。

基本方針 4：共働による市民参加の推進と地域社会を支える人材の育成

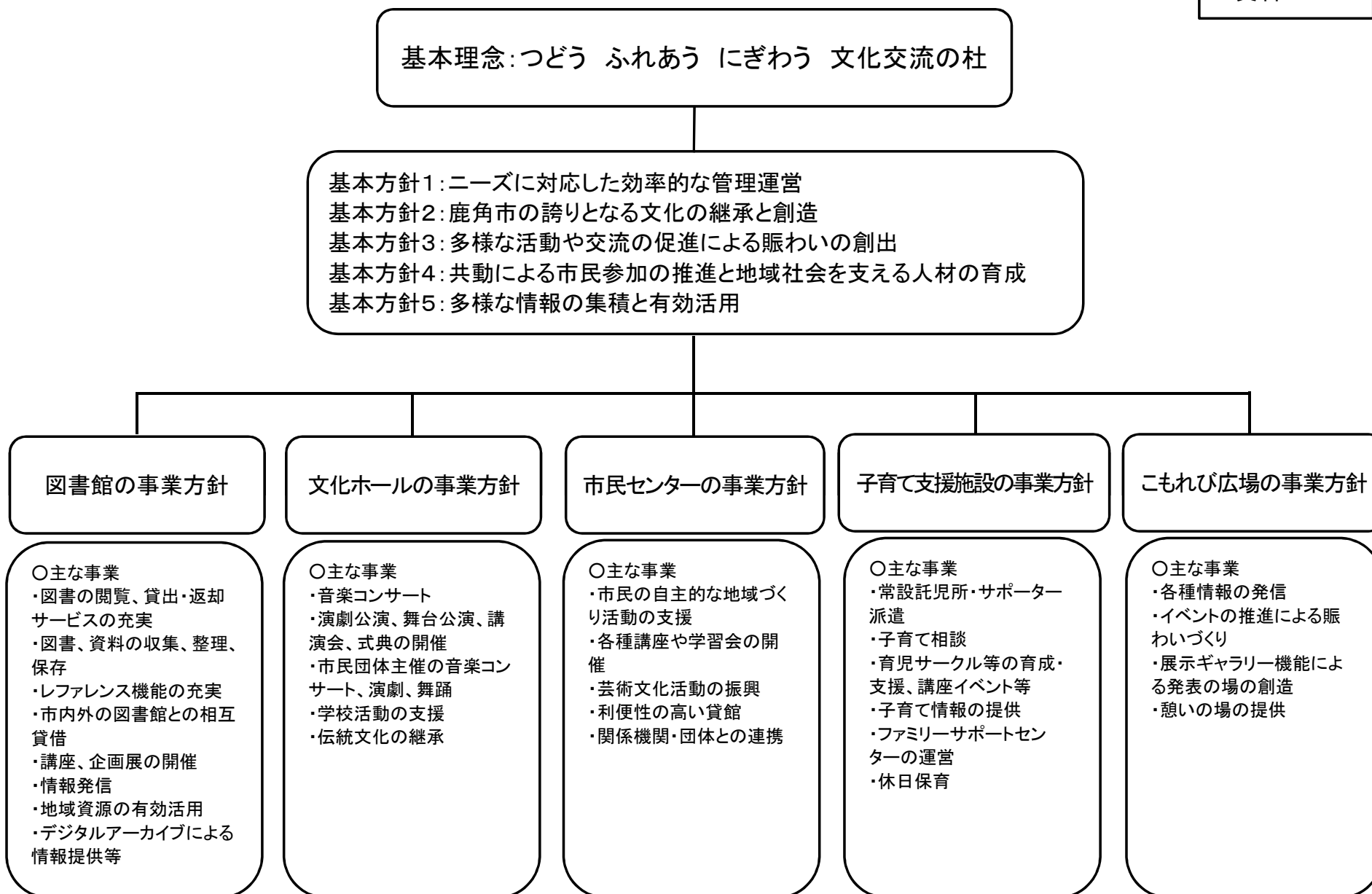
運営や事業等の企画に市民が参画することにより、自主的な市民活動の展開と、その実践を通じた地域社会を支える人づくりを目指します。

基本方針 5：多様な情報の集積と有効活用

情報の収集と発信の拠点として、学習活動や文化活動など市民の生活やまちづくりに役立つ多様な情報を集積し、有効活用を図るとともに、市民が必要とする情報ニーズに対応した運営の展開を目指します。

Ⅱ 事業方針（案）の位置付け

資料3-2



Ⅱ 事業方針（案）

図書館、文化ホール、市民センター、子育て支援施設、こもれび広場の各施設が複合化することによる効果は、地域文化のシンボリックな施設として情報発信力の強化、生活・文化・学習活動の連携による様々な分野の交流促進、子どもから高齢者まで多様な世代の人々のふれあいと相互支援の拡大など、施設相互の有機的な結びつきによって地域社会の活力を育む効果が期待されます。

各施設がその特色を十分に発揮した事業や施設相互に連携して行う各種事業の実施により、「学習文化交流の拠点」として効果的な事業展開を図るため、事業方針を定めます。

（１）図書館

検討内容	事業方針（案）
①すべての市民が気軽に利用できる管理運営 ②市民ニーズの把握・対応ができる管理運営 ③地域資源の保全・活用ができる管理運営 ・身近な情報の提供と連携 ・図書館ネットワークの拠点 ・利用者向けのイベント ・変化に対応したサービス方式の導入 ・図書館運営への参加 ・相談活動の推進 ・市民生活や地域課題への対応 ・歴史資源の保全と活用 ・関連施設との連携	① 来館者の興味や知識欲をさらに高め、知の世界を広げ、つなぐための図書や資料を提供し、生活をサポートします。
	② 施設で展開される市民活動の促進に向けて、資料を提供できるように、資料の充実や収集・保存などに努めます。
	③ 様々な利用者の多様かつ専門的な資料探しを支援します。
	④ 図書館ネットワークの中核図書館と位置付け、他の図書館とも連携して、市民に利便性の高い図書サービスを提供します。
	⑤ 誰もが気軽に立ち寄ることのできる図書館を目指して、施設内の催しや活動に出会い、参加できる仕掛けをします。
	⑥ 文化ホールや市民センター等と連携した情報提供により個々の事業の魅力をさらに高めていきます。
	⑦ 地域資源に関する文献資料など、複合機能にあわせた資料収集や資料提供を行います。
	⑧ 図書情報の電子化や情報機器の発達に対応した情報提供や図書サービスに努めます。

（２）文化ホール

検討内容	事業方針（案）
①市民文化活動の育成拠点となる管理運営 ②多様な文化・芸術との出会いができる管理運営	① 音楽に適した音響性能を備えたホールの特徴を最大限に生かし、良質な音楽コンサートを開催し、優れた音楽の鑑賞機会を提供します。
	② 演劇、舞踊、講演会、式典等にも対応する多目的ホールとして、音楽以外の芸術文化公演の鑑賞機会を提供

・多目的ホールとしての特徴を活かした多彩な催事 ・自主事業の推進 ・芸術家と市民文化活動の連携 ・音楽活動を通じた人材の育成 ・地域の伝統文化の継承と文化活動の育成 ・関連施設との連携	します。
	③ 新たな芸術文化の創造と、市民の出会いや交流の場となるような市民の芸術文化の発表機会を提供します。
	④ 学校単位の吹奏楽の演奏会や大会に向けた練習の場として活発に利用されることにより、吹奏楽等の一層の盛り上げを図るとともに、練習及び発表活動等を通じた児童・生徒の人格の形成を支援します。
	⑤ 地域固有の郷土芸能や伝統文化にふれ合う機会を創出することにより、歴史と伝統に培われた文化の継承を図るとともに、地域の個性を尊重する心と郷土への愛着心を育みます。

(3) 市民センター

検討内容	事業方針（案）
①市民、地域活動の拠点になるための管理運営 ②ホール機能の支援ができる管理運営 ・自主事業の推進 ・活動の場の提供 ・多様な人材の育成 ・市民、地域活動の情報提供 ・市民や団体の交流促進 ・ホールとの一体的利用 ・関連施設との連携	① 社会教育活動を含む市民の交流及び自主的活動の総合的な拠点として、市民・団体の交流を促進するとともに、地域課題に対応した学習環境を充実させ、ふれあいのある心豊かな地域社会の実現を図ります。
	② 少年、青年、成年、高壮年の生涯各期を対象とした講座や学習会などを開催し、地域社会を支える人材の育成を図ります。
	③ 芸術文化の創造活動や生涯学習を促進する拠点として、文化ホールや図書館と連携した「芸術文化創造・交流型事業」を展開し、地域の特色を生かした文化の創造を促進します。
	④ 会議室・研修室・和室・調理室などは、市民の交流や自主的な練習・創作活動の拠点として提供するとともに、併設する文化ホールと一体となった利用に対応します。
	⑤ NPOやボランティア等の活動を支援し、交流を促進する「市民活動スペース」を提供するとともに、市民活動に取り組もうとしている市民への情報提供や相談に対応します。

(4) 子育て支援施設

検討内容	事業方針（案）
①市民が気軽に利用できる管理運営	① 予約なしでも必要な時に預けることができる常設託児所の開設や、家庭などへのサポーター派遣によって、育児と仕事、介護などの両立を支援します。
②情報交換と交流ができる管理運営	

営 ③安心して預けられるための管理運営 ・ 託児環境の充実 ・ 利用者ニーズへの対応 ・ サークル情報の提供 ・ 自主事業の推進 ・ 親子間で情報交流や交流を促進 ・ 関連施設との連携	② 子育て家庭が安心して育児ができるように、育児不安などに対する相談指導を行います。
	③ 育児サークル活動、各種講座やイベントにより、子育て世代のリフレッシュや保護者同士の交流促進を支援します。
	④ 子育てに役立つ様々な情報を提供することにより、育児支援を行い、子育て環境の充実をサポートします。
	⑤ 地域全体で子育てを支援するために、ファミリーサポートセンターが「育児を応援してほしい人」と「育児を応援したい人」の橋渡し役となって育児を応援合う会員組織の運営を行います。
	⑥ 休日に仕事や行事で保育することができない家庭に対応し、休日保育を実施します。

(5) こもれび広場

検討内容	事業方針（案）
①すべての市民が気軽に利用できる管理運営 ・ 施設の玄関としての案内機能 ・ 市民が利用できるスペースの提供 ・ 市民がくつろげる空間、交流を促進する空間 ・ 美術品や市民が創作した作品の展示 ・ 関連施設との連携	① 全ての機能の接点であり、利用者を温かく迎え入れる施設全体のロビー機能としての役割を生かし、多くの人々に多様な情報を提供します。
	② サークルや個人単位での展示・販売活動やフリーマーケットなど、様々な催しができる広場スペースを開放することによって、新たな発見や出会いが生まれる空間とすることで、集客力の向上と賑わいの創出を図ります。
	③ 利用者が往来する共有空間を市民の作品等の展示場所として効果的に活用して、市民の発表の機会を創出するとともに、利用者が作品等にふれることで新たな活動を触発し、利用者相互に活動を高め合う場を創ります。
	④ 市民が快適に利用できる広場として、人々が集まって談笑したり、くつろいだり、休憩したり、自由に時間を過ごすことができる場を提供します。

Ⅲ 管理運営体制

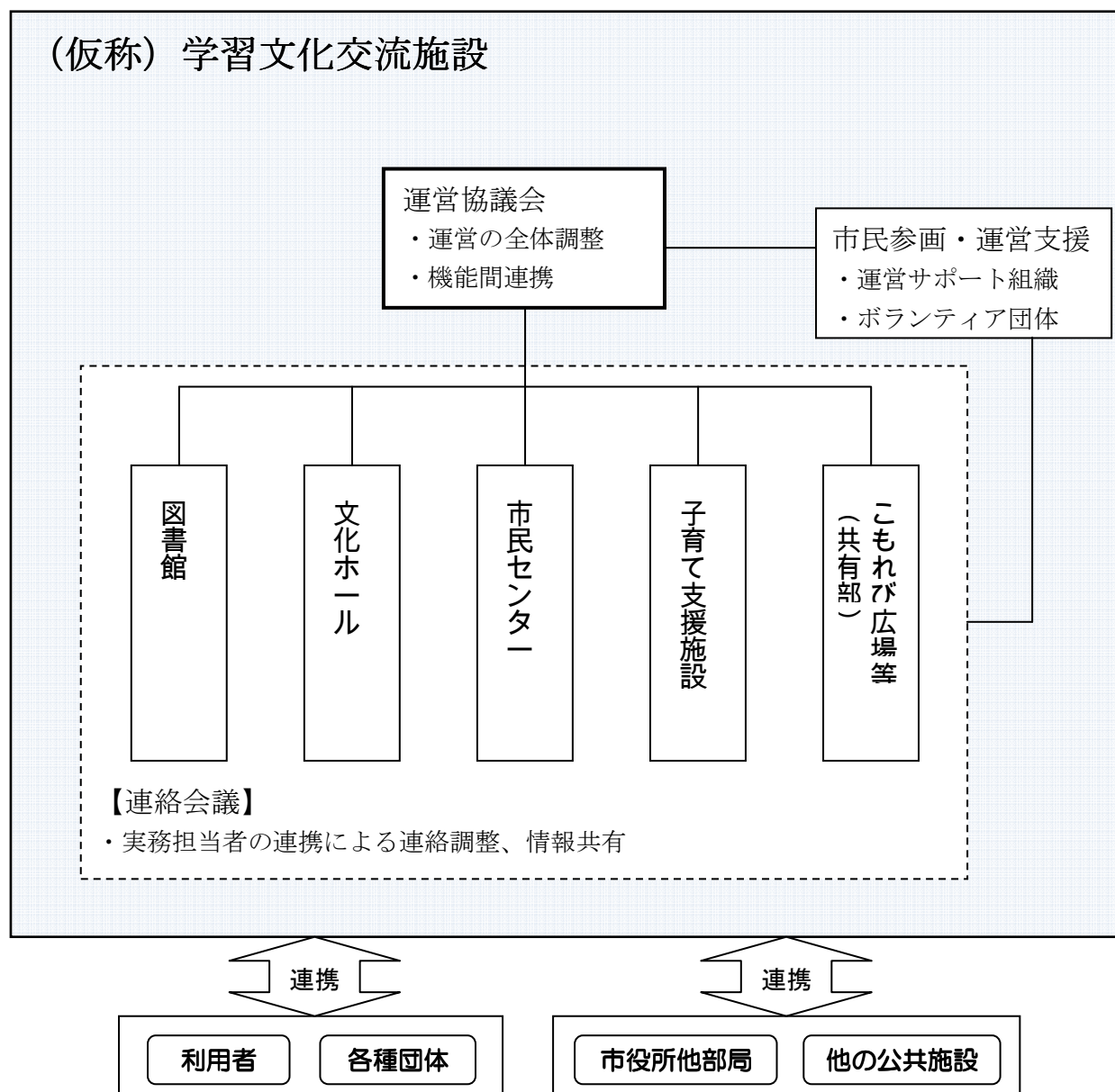
資料 3 - 4

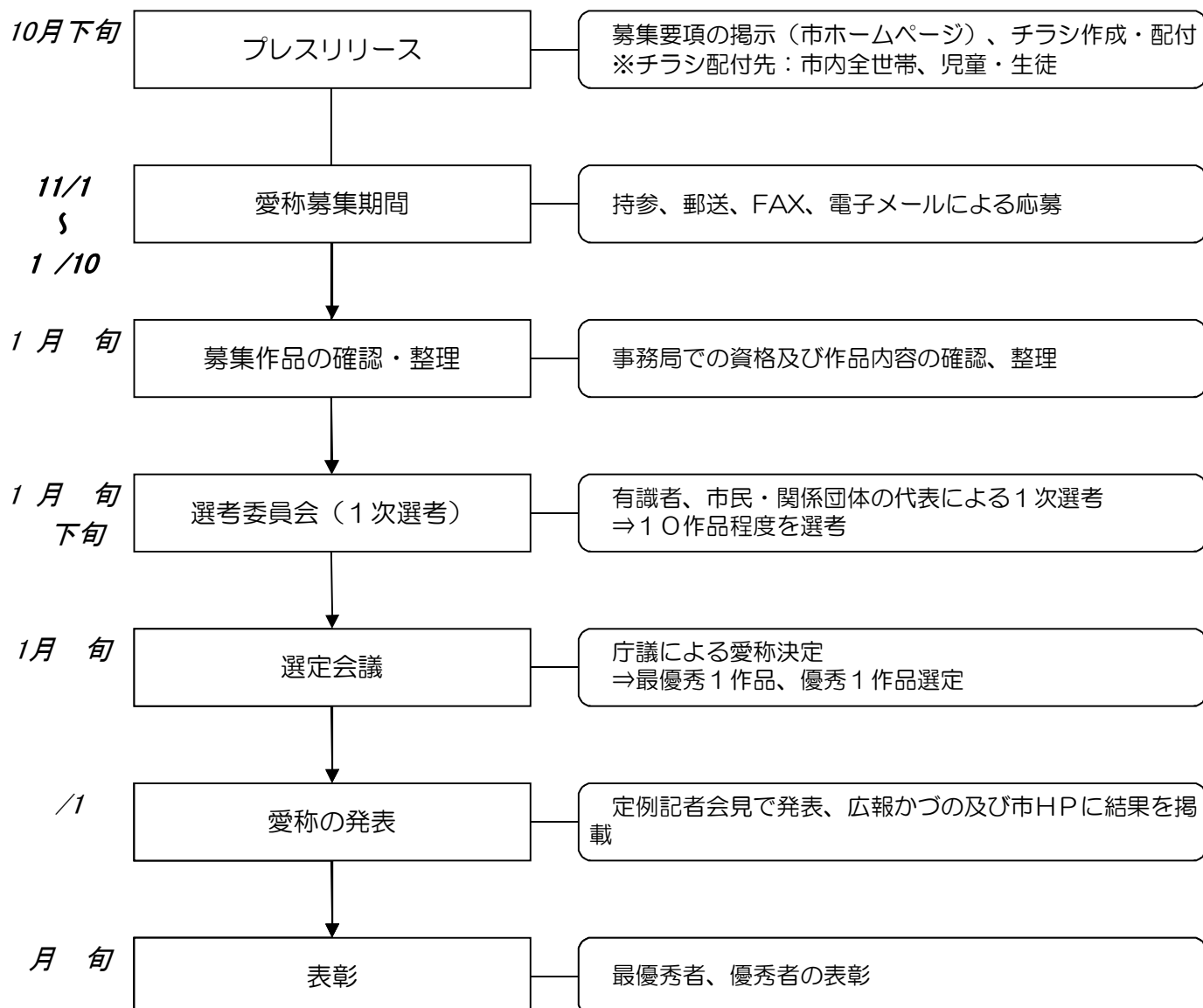
施設名	現状			ワークショップにおける提案・意見		
	所管課	管理運営形態	委託・指定管理先	管理運営形態	現状との比較	理由等
図書館	教育委員会 生涯学習課	市直営＋一部委託	鹿角ぶっくかばあ (行政パートナー)	直営＋一部委託	現状維持	・十和田図書館との連携が必要 ・現状を維持して開館の準備を進めたほうがスムーズ ・指定管理の場合、協定期間の制約があり、長期の見通しが立てにくい ・図書館は営利追求ではない
				指定管理(非営利・営利)	新	・管理を一元化するのであれば図書館も指定管理にしてはどうか(後で一本化しやすい) ・サービスとして年中無休、古本販売、CD貸出ができないか
文化ホール	—	—	—	指定管理(非営利)	新	・市民センターと一体で管理したほうがよい
				指定管理(営利)	新	・運営のためのノウハウが必要でありホール管理は絶対民間で行うべき ・舞台、音響、照明の各スタッフが必要 ・魅力的な事業の展開が求められる
市民センター	市民部 市民共動課	指定管理(非営利)	花輪地域づくり協議会	指定管理(非営利)	現状維持	・他地区のセンターとの関係があり、団体同士の連携という観点が必要
子育て支援施設 (子育て支援センター、ファミリーサポートセンター)	市民部 福祉課	指定管理(非営利)	(財)鹿角市子ども未来事業団	指定管理(非営利)	現状維持	・行政では対応が難しい部門 ・安心できる託児、子育てのためには専門性が必要
こもれび広場等 (共有部)	—	—	—	他施設と一体となった運営	新	・連携したイベントができる運営体制が求められる

■管理運営方式の比較資料

区分	A 公設公営		B 公設民営	
	1. 直営方式	2. 業務委託方式	1. 指定管理方式（営利）	2. 指定管理方式（非営利）
内容	行政が設置し、行政が責任を持って管理運営を行う。	行政が設置し、業務の一部を民間事業者等に委託して管理運営を行う。	行政が設置し、民間事業者（営利団体）等が管理運営を行う。	行政が設置し、管理運営は市民（非営利団体）が行う。 ハードは行政、ソフトは市民という形で市民と行政が対等なパートナーシップで成り立つ方法。
長所	・管理運営責任が明確で、信頼性、継続性が高い。 ・行政目的に沿った管理運営を行いやすい。	・管理運営責任が明確で、信頼性、継続性が高い。 ・行政目的に沿った管理運営を行いやすい。 ・特定の業務を委託することで効率的な管理が行える。	・民間事業者等のノウハウや専門性によりサービスが向上する。 ・多様化するニーズに柔軟に対応できる。 ・経費の節減を図ることができる。（仕様によってサービス内容をある程度安定させることが可能）	・市民の目線での管理運営が期待できる。 ・管理運営する市民、団体にノウハウが蓄積される。
短所	・柔軟な発想によるサービスが提供されにくい。 ・柔軟な雇用形態が難しく、ホール等では専門性に欠ける場合がある。 ・事業企画等の面で人事異動に左右されやすい。 ・人件費が割高。（非常勤職員等の活用でコスト削減も可能）	・運営面で柔軟な発想によるサービスが提供されにくい。 ・運営のノウハウや専門性に欠ける場合がある。	・協定期間の制約により長期的展望に立った継続的な取り組みが難しい。	・管理運営者が特定されることで競争原理が働きにくい。 ・運営体制、資金面に脆弱な面がある。 ・行政との管理運営責任の線引きが難しい。
市内施設事例	ストーンサークル館	図書館	・体育施設（アルパス、スポーツセンター等） ・交流プラザ（MIT プラザ） ・あんとらあ	・市民センター ・福祉プラザ ・先人顕彰館

(仮称)学習文化交流施設運営体制のイメージ(検討案)





(仮称)学習文化交流施設管理運営基本計画策定フロー

